



2021年5月19日

各 位

会 社 名 サンユー建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 馬場 宏二郎
(コード番号：1841 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役総務部長 長谷川 哲夫
(TEL:03-3727-5752)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」いいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2021年6月28日開催予定の第72回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、第7号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約により当社の取締役会が定める期間（3年以上）としてご承認いただいておりますが、本株主総会において、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間と改定いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても必要な修正を加えることといたします。なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲と株主の皆様とのより一層の価値共有を可能な限り実現させることを目的として対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様ご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改正点のほか、本制度にかかる内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年5月18日付で公表しております「役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上